

## 令和元年12月第4回室戸市議会定例会会議録（第5号）

1. 日 時 令和元年12月23日（月）

2. 場 所 室戸市議場

3. 出席した議員の番号及び氏名

1番 河本 竜 二	2番 竹 中 真智子	3番 田 淵 信 量
4番 竹 中 多津美	5番 亀 井 賢 夫	6番 小 椋 利 廣
7番 脇 本 健 樹	8番 久 保 八太雄	9番 濱 口 太 作
10番 山 本 賢 誓	11番 町 田 又 一	12番 堺 喜久美

4. 欠席議員 なし

5. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長	長 崎 潤 子
事務局次長兼班長	谷 村 直 人
議事班 主任	村 田 茉 莉
議事班 主事	中 島 健 太

6. 説明のため出席した者の職氏名

市 長	植 田 壯一郎	副 市 長	久 保 寛 人
総務課長併選挙管理委員会事務局長	黒 岩 道 宏	企画財政課長	山 本 康 二
財産管理課長	西 村 城 人	税 務 課 長	西 岡 佳 久
市民課 長	上 松 富士樹	保健介護課長	辻 さおり
地域医療対策課長	松 下 善 徳	人権啓発課長	寺 岡 弥 生
産業振興課長併農業委員会事務局長	中 屋 秀 志	建設土木課長	岡 本 秀 彦
観光ジオパーク推進課長	和 田 庫 治	債権管理課長	山 崎 桂
防災対策課長	大 西 亨	会計管理者兼会計課長	濱 田 亮 士
福祉事務所長	小 松 達 也	教 育 長	百 田 貴 昌
教育次長兼学校保育課長	武 井 知 香	生涯学習課長	宮 脇 誠
水道局 長	森 岡 光	消 防 長	藤 本 昇
監査委員事務局長	中 岡 佳 子		

7. 議事日程

日程第1 議案第2号 室戸市課設置条例の一部改正について  
議案第4号 室戸市職員定数条例の一部改正について  
議案第5号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について  
議案第6号 室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正について

- 議案第7号 室戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定  
について
- 議案第8号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う  
関係条例の整備に関する条例の制定について
- 議案第9号 室戸市学校給食センター設置条例の一部改正について
- 議案第11号 令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算について  
(総務文教委員会委員長報告)
- 日程第2 議案第3号 室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正について
- 議案第10号 室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
- 議案第12号 令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算につ  
いて
- 議案第13号 令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について
- 議案第14号 室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定に  
ついて
- 議案第15号 市道路線の認定について
- 議案第16号 市道路線の認定について
- 議案第17号 芸東衛生組合理約の一部変更について  
(産業厚生委員会委員長報告)
- 日程第3 認定第1号 平成30年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について  
(令和元年9月定例会付託分)  
(総務文教委員会委員長報告)
- 日程第4 認定第2号 平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
(令和元年9月定例会付託分)
- 認定第3号 平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算  
の認定について  
(令和元年9月定例会付託分)
- 認定第4号 平成30年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定につ  
いて  
(令和元年9月定例会付託分)
- 認定第5号 平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定  
について  
(令和元年9月定例会付託分)
- 認定第6号 平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入

歳出決算の認定について

(令和元年9月定例会付託分)

認定第7号 平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

(令和元年9月定例会付託分)

認定第8号 平成30年度室戸市水道事業会計決算の認定について

(令和元年9月定例会付託分)

(産業厚生委員会委員長報告)

日程第5 議案第18号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第8 議案第19号 令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算について(追加議案)

## 8. 本日の会議に付した事件

日程第1より日程第8まで

## 9. 議事の経過

次のとおり

午前10時0分 開議

○議長（堺 喜久美君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

日程に先立ち、諸般の報告をいたさせます。長崎議会事務局長。

○議会事務局長（長崎潤子君） おはようございます。

諸般の報告をいたします。

出欠の状況でございますが、定数12名全員の出席でございます。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） 次に、議会運営委員会委員長の報告を求めます。亀井議会運営委員会委員長。

（議会運営委員会委員長報告）

○議会運営委員会委員長（亀井賢夫君） おはようございます。

議会運営委員会委員長報告を行います。

先日、議長から追加議案の取り扱いについて諮問があり、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議をいたしましたので、御報告いたします。

議案第19号につきましては、本日委員会付託を省略の上、審議を行うことに決しました。議員各位の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） これより本日の日程に入ります。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 日程第1、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてから議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。久保総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてから議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算についてまで、以上8件につきましては、今期定例会におきまして当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしましては、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、SDGsという名称よりも、もっと市民にわかりやすい名称

をつけるべきではないか、また業務内容はどのようなことを行うのか、内部でどのような協議が行われたのかと質疑があり、執行部から、今回の機構改革を行うため、課長11名から成る行政経営改革プロジェクトチームを結成し、SDGsの名称について議論を行い、市民にわかりにくいSDGsの理念は各課で取り組むべき業務であり、SDGsまちづくり推進課に集約する必要があるかどうかなどのさまざまな意見も出た。また、現時点では検討課題も多く、SDGsの名称を使うのは今回は見送ったほうが良いという報告を市長に行った。最終的には、市長の判断により今回の名称となった。市長としては、室戸市が他の市町村と同じような施策に取り組んでいる状況ではなく、国際社会が推進する理念をどこよりも早く取り入れ、まちづくりを推進していくことが意義深いと考えており、わかりにくいということも承知の上で今回の名称をつけた。四国では初めて名称のついた組織となるということで、どこにもない取り組みを進めていくという意思表示になる。業務内容については、現在各課で取り組んでいることがSDGsの理念へつながっており、SDGsまちづくり推進課としては、全庁的な取りまとめの課という位置づけとして考えていると答弁がありました。

また、委員から、ジオパークを課から室にすることによってジオパークの弱体化として捉えられ、今後の審査に影響が出てくるのではないかと質疑があり、執行部から、ジオパーク活動もSDGsの理念を取り入れた取り組みを中心に考えているので、SDGsの名称のついた課に室体制としておくことで、特段審査等に影響はないと考えていると答弁がありました。

また、委員から、地域医療対策課や防災対策課など職員数が三、四名の課があり、職員への負担が多い課がある中、課をふやした場合、さらに負担がふえ、市民サービスの低下にもつながるのではないかと質疑があり、執行部から、少人数の職員しか配置できていない課については、再任用職員等を配置するなど、課の業務に差し支えないような体制をとっていると答弁がありました。

また、委員から、債権管理課を税務課で室体制にすることだが、室体制でこれまでどおり徴収業務が行えるのか、また税務課で私債権を扱ってもよいのかと質疑があり、執行部から、平成19年の滞納整理課設置から12年経過し、差し押さえに係るノウハウや租税債権管理機構との連携した体制も構築できているため、室体制になっても徴収率が下がることはないと考えている。また、税務課で私債権を扱うことに関しても、行政組織規則に明記をすれば、特段問題はないと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、賛成者はなく、本案は否決すべきものと決しました。

次に、議案第4号室戸市職員定数条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、市の人口が減っているといっても業務量は減ってはいないので、住民サービスを充実させるためにも、一定数職員は必要だと思うが、職員定数は今後ふやす予定はあるのかと質疑があり、執行部から、条例では282名の定数を定めているが、現在は

253名の職員数であり、定数自体をふやすことは考えてはいない。ただ、臨時職員の比率が大きい部署もあるので、職員自体はふやしていきたいと考えていると答弁がありました。

また、市長部局が17名の増で、教育委員会が15名の減ということだが、増減の理由は何かと質疑があり、執行部から、市長部局に関しては、会計年度任用職員や機構改革により、余裕を持った定数を確保したいと考えている。現在配置されている職員数から見て、教育委員会が定数58名に対し35名の配置となっている。保育士や栄養士も採用し、一定の増を見込んだ上でも、43名の定数には余裕があるため、教育委員会の定数を削減したと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第5号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてであります。

特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第6号室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、現在、任期付職員はいるのか。また、職員を採用した場合には、人件費はどの程度増加すると見込んでいるのかと質疑があり、執行部から、今現在、対象職員はいない。今回の改正は特定任期付職員に対する部分で、医師の採用を想定したものである。医師の雇用を行った場合は、相場からすれば1,500万円以上の人件費がかかるのではないかと想定していると答弁がありました。

採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第7号室戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてであります。

執行部の説明の後、委員から、現在臨時職員として雇用している職員は、希望すれば、会計年度任用職員として全員採用するのか、また給料はどのようになるのかと質疑があり、執行部から、現在雇用している臨時職員全員を任用するわけではなく、面接試験による選考を行う。また、施設の掃除など委託できる職種については事務の見直しを行い、最終的な採用人数について現在検討している。給料については、基本的には事務職の給料を例とすると、1級1号から始まるが、経験年数や学歴、年齢等により号数は上がる。上限は1級5号で、現在臨時職員として1年以上雇用されている人は、経験年数が加味されるため、1級5号となると答弁がありました。

また、委員から、フルタイム職員は退職金を支払うとのことだが、1年の契約が終われば支払うのかと質疑があり、執行部から、1年の契約ごとではない。雇用が継続されればそれを通算し、退職時に支払うと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定についてであります。

特段の質疑もなく、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第9号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてであります。

執行部の説明の後、委員から、東部学校給食センターで現在雇用されている職員の今後の雇用について質疑があり、執行部から、各職員と面接を行い、調理師については、1名は雇用を継続して希望しており、1名は退職を希望している。雇用を希望している方については、試験にはなるが、西部もしくは中部学校給食センターでの雇用を考えている。運転手については、シルバー人材センターからの派遣職員のため、引き続き派遣職員で対応する予定であると答弁がありました。

また、委員から、東部学校給食センターで提供している分は、統合後、中部学校給食センターで対応していけるのかと質疑があり、執行部から、東部学校給食センターでは約80食を提供している。中部学校給食センターは提供可能食数600食を想定しており、現在は400食弱の提供数のため、統合後も中部学校給食センターで十分対応できるのではないかと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算についてであります。

まず最初に、企画財政課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、歳入9款1項1目1節、普通交付税について、交付税の算定で、人口1人当たりと保育園児1人当たりの交付額は幾らかと質疑があり、執行部から、平成27年の国勢調査の人口をもとに算出すると、概算ではあるが、人口1人当たり19万6,000円、保育園児は74万9,000円が加算され、1人当たり94万5,000円であると答弁がありました。

次に、市民課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、4款1項5目3節、二酸化炭素排出抑制対策事業設計委託料について質疑があり、執行部から、2016年に国で温室効果ガスの削減について、地球温暖化対策計画が策定されたことに基づき、室戸市地球温暖化対策実行計画を策定した。その中で、大きく効率の低下した空調や照明等の設備を高効率機器に更新することでエネルギーの消費量を削減し、省エネルギー化を図っていく。対象施設として保健福祉センターを重点施設として位置づけており、LED等高効率のものに更新をしていくための実施設計委託料であると答弁がありました。

次に、産業振興課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、5款3項2目15節、行当漁具共同作業所解体工事費について、解体後は更地のままにしておくのかと質疑があり、執行部から、作業所については、解体して更地にする。新しい作業所の建設場所については、現在、地元の船主会や漁協と協議を行っているとの答弁がありました。

次に、観光ジオパーク推進課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、6款1項3目15節、むろと海の学校プール日除設置工事費について質疑があり、執行部から、当初予算でプール全体に片流れの日よけを設置する予定であった。実施設計の際に強度的な問題で設計の見直しをする必要が生じたことや、片流れでは覆うことができない部分に独立基礎で屋根を築かなければならないという2つの問題が出てきたことにより、これらの課題を解決するためには、当初予算では対応し切れないため、補正となったものであると答弁がありました。

また、委員から、費用対効果は担当課としてどのように考えているのかと質疑があり、執行部から、ひさし屋根を設置する必要性については、雨天時や日差しの強い日などに体験活動を行う際に安定的に活動ができることや、夏場における水温の上昇と水質の劣化を防ぐためである。また、観光施設は、オープン当初はたくさんの方が来てくれるが、一般的にはだんだんと減っていくと言われている。日よけを設置することで、体験活動等を行い、施設の魅力を向上させることで、急激な来館者数の減少を抑える効果があると考えていると答弁がありました。

次に、消防本部関係であります。

執行部の説明の後、委員から、8款1項4目消防施設費について、旧室戸岬中学校解体後は、どこまでが防災コミュニティセンターの敷地となるのかと質疑があり、執行部から、解体するところ全てがコミュニティセンターの敷地となる。また、昨年、住民説明会の際に住民から、建設の際は少しでもかさ上げをしてほしいとの要望があった。解体後、中心部を1.5メートルほどかさ上げし、その上にコミュニティセンターを建設する予定である。かさ上げの総面積については、盛り土等の関係もあり現在は不確定だが、1,000から2,000平米程度を予定していると答弁がありました。

次に、学校保育課関係であります。

執行部の説明の後、委員から、9款5項3目22節、工事損害等補償費について質疑があり、執行部から、中部学校給食センターの工事に伴う近隣家屋の損害に対する補償費であると答弁がありました。

総務課関係、財産管理課関係、福祉事務所関係、保健介護課関係、地域医療対策課関係、建設土木課関係につきましては、特段質疑がありませんでしたので、省略させていただきます。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（塚 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。町田又一議員。

○11番（町田又一君） 11番町田。総務文教委員会委員長報告に対し質疑を行います。

議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてお伺いをいたします。

室戸市にとって、議案第2号は、今後の室戸の行方を左右する議案であると言っても過言で



はありません。これまでの例では、重要な議案を審議する場合は、市長に委員会へ出席を求め、慎重審査をして結論を出しておりましたが、今回は委員から市長に出席を求める声が無かったのか、お聞きをいたします。

議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、質疑にどのぐらいの時間を費やしたのか、お聞きをいたします。

また、反対、賛成の討論があったと思うのですが、その討論の内容についてお聞きをいたします。

以上の点について質疑をいたします。

○議長（堺 喜久美君） 委員長の答弁を求めます。久保総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 町田議員にお答えいたします。

1番目の市長をとということでしたかね、これは委員からの要望はございませんでした。

2番目は時間ですかね、これはきちっとその時間ははかっておりません。たくさんいろいろな意見も出ましたけれども、どれぐらいの時間、どれぐらいの時間という、結構長い時間はあった記憶はありますが、かっちりした時間ははかっておりません。申しわけございません。

それと、3番目は賛成、反対の討論ですかね、これは委員会でございますので、反対がありますか、賛成がありますかという討論はしませんでした。挙手をやって、委員会ですので、今回の本会議と違って。といいますのは、議長も報告されると思うんですけども、全員が挙手がなかったため、反対討論、賛成討論は申しわけない、ありませんでした。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 町田議員の2回目の質疑を許可いたします。

○11番（町田又一君） 11番町田。2回目の質疑を行います。

委員長として市長に出席を求めて委員会での議論を深める考えは思いつかなかったのかをお聞きをいたします。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 委員長の答弁を求めます。久保総務文教委員会委員長。

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 委員からの特別なそういった要望がなかったため、自分としてはそういう何はありませんでした。以上です。

○議長（堺 喜久美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第2、議案第3号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてから議案第17号芸東衛生組合同規約の一部変更についてまで、以上8件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

(産業厚生委員会委員長報告)

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております議案第3号から議案第17号まで、以上8件につきましては、今期定例会におきまして当委員会に付託されたものであります。

委員会といたしましては、12月12日に委員会を開き、執行部の出席を求め、説明を受け、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

まず、議案第3号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、中山間地域の人口減少や少子・高齢化が進む中、このような集落活動拠点施設が整備をされることは大賛成である。これを機会に、交流人口の増加や地域の産業振興につなげることで、地域に若者などが帰ってくることも考えられる。今後の集落活動拠点施設における活用計画について聞くと質疑があり、執行部から、日南・大平集落活動拠点施設を拠点に活動する集落活動センターの運営母体となる運営協議会は、昨年の秋口から県と市を含めて協議を重ね、今年8月に設立総会を開催をしている。現在の活動としては、日南はっけん展、特産品販売、農業体験を始めている。今後、拠点施設を中心に、農林業や観光交流などの活動を持続できるように、県と市でバックアップしていきたいと答弁がありました。

また、委員から、集落支援員は配置をするのか、旧日南小学校の校舎と講堂も使用するのか、またリフォームは行うのかと質疑があり、執行部から、現在、集落支援員の募集をかけているが、応募がなく、今後、確保に向けて全力で取り組んでいく。今定例会に提案をした条例では、学校の校舎部分を拠点施設に位置づけている。学校校舎のリフォームについては、令和2年度に設計委託、令和3年度に校舎改修の予算を計上する予定であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてであります。

執行部から説明の後、委員から、この条例には償還金の支払い猶予や償還免除などが規定をされているが、支給されたら返還しなければならないのかと質疑があり、執行部から、室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例については、自然災害で亡くなられた方への弔慰金と自然災害で障害を受けられた方への見舞金、また今回の改正部分となる自然災害を受けた方に対し、被害の程度等に応じて災害援護資金の貸し付けを行うなどの3つの柱から成っている。この貸付金については、特別な場合もあるが、基本は10年で返還していただくことになる。なお、災害援護資金の貸付実績については、確認ができた範囲では、ここ20年ぐらいいはないという答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、542万7,000円の補正予算は国保システムの改修との説明を受けたが、システムを改修することによりどのようなメリットが生じるのかと質疑があり、執行部から、国保の資格管理の効率化を進めるためのシステム改修で、健康保険証のかわりにマイナンバーカードが使用できる形に制度改正がされる。今回、その準備をするもので、今後、医療機関は、提出をされたマイナンバーカードから、健康保険の種類などの情報について、オンラインで照会ができるようになると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてであります。

執行部から説明の後、委員から、今回3,570万円の補正予算を計上している。例年、この時期にはこれくらいの追加予算を組んでいるのかと質疑があり、執行部から、この介護保険事業については、第7期高齢者保健福祉計画の介護保険事業計画の中で策定をされた金額を予算として組んでいる。毎年12月には補正が発生していると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、本会議では、指定管理者が飲食業の許可を取り、市は宿泊業の許可を取るとの説明であったが、その主な理由は何かと質疑があり、執行部から、安芸福祉保健所に相談をしたところ、宿泊業については、施設の整備状況を見て許可を与えるので、建設をした市が宿泊業の許可を取ることが望ましいとの指導があったためである。飲食業については、衛生上の管理責任もあることから、実際運営をする指定管理者に取っていただく予定であると答弁がありました。

また、委員から、宿泊施設の修繕や経費等は市が支払うのかと質疑があり、執行部から、今回の議案が締結された後、指定管理候補者と基本協定を締結する予定であり、その中でお互いの受け持つ割合を決めることになる。通例であれば、10万円以下の修繕は指定管理者が行うものと考えている。また、光熱水費についても、基本的には指定管理者が支払うものと考えていると答弁がありました。

次に、委員から、幡多の施設が成功していると聞く。指定管理候補者は、その先進地の事例について知っているのかと質疑があり、執行部から、今回申請をすることに当たり、その施設へ見学に行ったとの話をヒアリング時には聞いていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号市道路線の認定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、この市道三津東線は既に道路整備をされているのかと質疑があり、執行部から、今回は認定だけであり、道路工事は完了はしていないと答弁がありました。

また、委員から、道路工事はいつごろの予定をしているのかと質疑があり、執行部から、工事の発注時期は令和2年9月ごろを予定をしている。今回の道路工事とともに、旧三津消防屯所も撤去する予定であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号市道路線の認定についてであります。

執行部から説明の後、委員から、市道尾僧東線の工事着工はいつごろになるのかと質疑があり、執行部から、今回の補正予算にガソリンスタンドの看板等に係る物件補償費と約600平方メートルの用地買収に係る用地費を計上しており、年度内に用地を取得した後で、令和2年6月ごろに道路工事の発注を予定していると答弁がありました。

また、委員から、市道尾僧東線が接続をする市道登線の一部は改修をするのか、または接続工事だけ行うのかと質疑があり、執行部から、市道登線については、羽根防災コミュニティセンター建設予定地の部分について、車がすれ違えるように1メートル程度の拡幅を行う予定であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号芸東衛生組合理約の一部変更についてであります。

執行部から説明の後、委員から、芸東衛生組合の解散時期は決まっているのかと質疑があり、執行部から、本年7月22日に芸東衛生組合将来計画検討委員会を開催し、今年度末の解散を視野に入れた協議を現在進めている。今後、協議をする中で、解散に向けての課題等が整わない場合は、その都度解散の時期を見直すことになるものと考えていると答弁がありました。

また、委員から、芸東衛生組合の仕事の役割は少なくなっていると感じるがどうかと質疑があり、執行部から、現在、芸東衛生組合が委託するし尿処理やリサイクル関係などについてはなくなる業務である。今後、市の直営となれば、し尿処理に係る手数料の徴収業務やリサイクルに係る再生利用の売買業務、また市職員による埋立地への対応など、どのように市の体制で取り組んでいくのか、今後、協議をしなければならないと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第3、認定第1号平成30年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案に関し総務文教委員会委員長の報告を求めます。久保総務文教委員会委員長。

（総務文教委員会委員長報告）

○総務文教委員会委員長（久保八太雄君） 総務文教委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第1号平成30年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてにつきましては、令和元年9月定例会において当委員会へ付託されたものであります。

委員会といたしましては、10月3日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果については次のとおりであります。

平成30年度一般会計の決算概要につきましては、歳入総額145億2,668万6,094円、歳出総額139億7,503万9,414円で、歳入歳出差し引き額は5億5,164万6,680円であり、翌年度へ繰り越すべき財源額3億6,394万4,000円を差し引いた実質収支は1億8,770万2,680円の黒字となっております。また、当年度の実質収支から前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は3億199万2,000円の赤字となっており、この単年度収支に財政調整基金積立金2億5,310万2,000円を加えた実質単年度収支は4,889万円の赤字となっております。

一般会計の自主財源比率は平成29年度の27.6%から35.3%に、平成30年度末の市債残高は129億3,037万6,495万円となっております。

以下、各課に対する主な質疑応答等審査経過及び結果について御報告いたします。

企画財政課関係では、2款1項6目13節、羽根地区水文調査委託料について、工事開始時とその後の調査結果について質疑があり、執行部から、この調査は羽根地区における大規模ソーラー開発に係るものである。調査の内容としましては、ため池の水位観測、入水量や流量の観測、水質試験については平成30年度に18地点で行い、水位や入水流量が減少している箇所も見受けられたが、大きな異常は認められないと報告があったと答弁がありました。

2款1項6目19節、地域おこし協力隊起業支援補助金について、ゲストハウス等の起業支援を行ったとの説明があったが、具体的な件数と補助金の対象となるのは地域おこし協力隊の任期が終了となった年かと質疑があり、執行部から、件数は1件で、吉良川町で古民家を改修した宿泊施設に対する支援である。この事業の対象になるのは、任期終了後1年以内であると答弁がありました。

次に、2款1項6目1節、移住相談員等報酬について、仕事内容はどのようなことを行っているのかと質疑があり、執行部から、現在2名の移住相談員がおり、2名とも無料職業紹介所の資格を有している。仕事内容としては、ジョブ住室戸という室戸市無料職業紹介所を開設し

ており、仕事の紹介、空き家バンクの登録や空き家の利活用等を行い、住居の案内を行っている。また、県外の移住相談会にも参加していると答弁がありました。

また、移住促進室を新設してからの成果が鈍いように感じるが、今後の取り組みはと質疑があり、執行部から、人口減少対策として、移住者をふやすことは大きな柱であり、より体制を充実させ、施策を動かしていかなければならないと考えていると答弁がありました。

次に、2款1項6目19節、生活バス路線運行維持費補助金について、平成27年度から毎年600万円ずつ増額しているが、原因は何か。また、補助金を支出している市町村数はどのくらいと質疑があり、執行部から、原因としては沿線市町村の人口が減少し、利用者も少なくなっていることが大きいと考えている。本年10月から利用客が特に少ない安芸甲浦線を分割した。路線を変更したことで、利用客の増加につながればと考えている。補助金を負担している市町村数については8市町村であると答弁がありました。

総務課関係では、2款1項11目情報管理費について、光ケーブルの加入率は増加しているのか。また、通信速度についても昨年増設工事を行ったが、まだ遅いとの意見もある。市のアンテナの充実も含めて行っていくべきではと質疑があり、執行部から、光ケーブルの加入率は横ばいで30%前後である。通信速度については契約上の速度は確保されている。ただし、混雑時には速度が遅くなっていることも考えられる。来年度末に契約更新となるので、その際に納得いただける通信速度を確保できるのかということも含めて提案を受けたいと考えていると答弁がありました。

次に、2款1項7目13節、出張所機械警備委託料について、週末に公民館の利用があった際に出張所の警備はどうなるのかと質疑があり、執行部から、公民館入り口と出張所の中はそれぞれ鍵とセコムによるセキュリティーがかかっており、公民館の入り口が解除されたとしても、出張所は別のセキュリティーのため、問題はない。また、出張所内の金庫にもセキュリティーをかけていると答弁がありました。

消防本部関係では、8款1項4目15節工事請負費について、不用額1,500万円の理由は何かと質疑があり、執行部から、高岡造成工事と高岡防災コミュニティセンターの入札減による不用額であると答弁がありました。

次に、8款1項4目17節公有財産購入費について、室戸高校前バスロータリーの土地代は入っているのかと質疑があり、執行部から、室戸高校前バスロータリー内の自家給油施設土地代は含まれていると答弁がありました。

保健介護課関係では、3款1項8目19節、中山間地域介護サービス確保対策事業費補助金の事業内容について質疑があり、執行部から、中山間地域の高齢者に介護サービスを提供する事業者に対する補助金である。負担割合としては、県2分の1、市2分の1であり、実績としては、市内10事業所に250万1,000円の補助金を支出していると答弁がありました。

次に、3款1項1目13節、あったかふれあいセンター事業委託料について、委託先や参加者

人数など事業内容について質疑があり、執行部から、子供から高齢者、障害の有無や年齢に関係なく、誰もが集える場所ということで事業を行っており、NPO法人ぐりーとに業務委託している。実績として、集いが1日平均14.1人、ごみ出しなどの生活支援が1日平均8.0人と、ともに増加していると答弁がありました。

地域医療対策課関係では、4款1項1目19節、救急医療施設支援補助金の内容について質疑があり、執行部から、本市における救急医療提供体制の充実を図り、市民に安定した医療を提供することを目的として、市と救急医療提供体制の充実に関する協定を締結した医療機関である田野病院への補助金であると答弁がありました。

また、4款1項1目19節、地域医療確保支援事業補助金について、地域医療確保のために協定を結んだ法人とはどこか、また事業の内容について質疑があり、執行部から、協定を結んだ法人は、医療法人愛生会室戸中央病院である。補助金は、診療科新設に対する人件費及び医療機器購入に係る経費である。人件費に関しては、内科、整形外科、眼科の医師の雇用に係る経費の2分の1を5年間支援していく。さらに、眼科の看護師のみ1年間2分の1を支援すると答弁がありました。

観光ジオパーク推進課関係では、6款1項3目19節、よさこい祭りを活用した地域づくり等支援事業費補助金について、補助金を出している目的とは何かと質疑があり、執行部から、補助金については、よさこい祭りを活用した地域振興ということで、地域のイベントに年間10回ほど出演し、地域の活性化に貢献していただいている。補助金については、3年間をめどに補助を行い、初年度である平成28年度には、衣装や音楽制作費などの初期費用、29年度、30年度は、本祭出場等に係る経費の補助を行った。この3年間で立ち上げることができたとの認識と地音舎から申し出があったことから、令和元年度には補助は行っていないと答弁がありました。

次に、6款1項3目21節、農山漁村振興資金貸付金について質疑があり、執行部から、室戸市農山漁村体験型観光推進協議会を立ち上げ、漁業体験などの民泊や農泊の推進を行っている。国の交付金を受けて行っており、交付金の実績払いのため、一旦市から事業資金の貸付を行い、その後精算しているとの答弁がありました。

次に、6款1項4目19節、室戸ジオパーク推進協議会補助金について、補助金の支出先の団体名と代表者名はと質疑があり、執行部から、団体名は室戸ジオパーク推進協議会で、代表者は植田壯一郎会長であると答弁がありました。

財産管理課関係では、2款1項5目財産管理費について、入札有資格業者管理システム保守委託料について質疑があり、執行部から、建設業者と建設コンサル業者を有資格者として受け付けを行っている。受け付け登録後に、有資格者を市内、県内、県外にそれぞれ分け、システムで管理を行っているとの答弁がありました。

福祉事務所関係では、3款3項3目、生活保護適正化推進事業費について、臨時職員は何名

雇用されているのか、また主な仕事内容とどこに配置をされているのかと質疑があり、執行部から、臨時職員として援助困難ケース対策員、レセプト点検員、就労支援員の3名を雇用している。援助困難ケース対策員は、警察OBの方を保護班に配置しており、援助困難な家庭への訪問に同行していただいている。レセプト点検員は、総務班にて医療扶助費の適正化のため配置している。就労支援員は、保護班に配置しており、就労が見込まれる方に対しケースワーカーとの訪問や巡回ハローワークに同行し、就労支援を行っている」と答弁がありました。

防災対策課関係では、2款1項13目防災対策費について、避難所運営マニュアルは市内全地区で作成できているのかと質疑があり、執行部から、市内各地区での作成を行った。平成28年度に佐喜浜、平成29年度に佐喜浜と羽根、平成30年度に吉良川と元地区の主な避難所において作成した。令和元年度に室戸、室戸岬のマニュアルを作成する予定であると答弁がありました。

産業振興課・農業委員会事務局関係では、5款1項3目13節、鯨館指定管理料他委託料について、指定管理料を毎年払っているようだが、契約は5年ではないのかと質疑があり、執行部から、指定管理契約は5年である、支払いは契約時の必要経費を均等に割り5年で支払っていると答弁がありました。

次に、5款1項3目19節、多面的機能支払交付金及び中山間地域等直接支払交付金について、主な内容として、農地や水路の農業生産活動を維持することが基本になっていると思うが、この目的で何年も継続されるのか、またそれぞれの支払い先はどこかと質疑があり、執行部から、中山間地域等直接支払交付金については、平成12年に予算化措置された。多面的機能支払交付金については、以前は豊穰支払交付金制度であったが、多面的機能を促進する法律の施行に伴い名称が変更となった。両事業とも法律がある限りは継続して行っていく。支出先は、多面的機能支払交付金については地域の保全会であり、中山間地域等直接支払交付金については市と協定を結んだ集落協定であると答弁がありました。

次に、5款1項1目農業委員会費について、遊休農地について現地調査やパトロールの内容について質疑があり、1年以内の復旧可能な遊休農地か復旧不可能な耕作放棄地かの判定を調査員が行う。耕作放棄地については、今後、農地ではないという取り扱いになると答弁がありました。

次に、5款2項3目13節、緊急間伐総合支援事業委託料について質疑があり、執行部から、この事業は高知県の補助金を活用するもので、占有面積に対して間伐が進んでいないということで、適切に間伐を推進する事業である。適切な間伐として、市有林は委託業務として間伐を進めているが、民有林に関しては、補助金を活用して所有者に間伐を行っていただいている。しかし、最後に活用されたのは平成28年であり、市近郊に所有者がおらず、間伐が進んでいないことが現在の課題であると答弁がありました。

次に、6款1項1目商工総務費について、コールセンター等の誘致への取り組みについて質



疑があり、執行部から、毎年東京で開催される各自治体やコールセンターの企業が一堂に集うイベントへ継続的に参加している。本年4月には、徳島に進出している企業を訪問し、補助制度等の説明を行ったと答弁がありました。

税務課関係では、2款2項2目13節、空中写真測量業務他委託料について、航空写真は境界や地番、所有者等の内容が含まれた写真を作成しているのかと質疑があり、執行部から、固定資産の確認に来られた方にわかりやすく説明するために、航空写真は地番地目図などのデータとを重ねて表示しており、所有者や境界等については参考程度ではあるが、確認できると答弁がありました。

債権管理課関係では、歳入1款市税について、支払いが滞っている場合、差し押さえを行うと思うが、差し押さえたものの競売の方法と換価後の金額が滞納額に満たなかった場合の対処について質疑があり、執行部から、主に公売を行うのは動産と不動産で、動産に関してはほぼ毎月インターネットの公売システムで出品等を行い、順次換価が進むようにしている。換価代金が滞納額に満たなかった場合については、残金を分割で納付するケースが最も多い。その残金に対しても納付が不履行になった場合には、再度滞納処分執行や他の財産の差し押さえ執行を行うこともあると答弁がありました。

市民課関係では、4款1項4目19節、エコリサイクル活動交付金と地域環境美観活動交付金について、それぞれの活動内容はと質疑があり、執行部から、エコリサイクル活動交付金は連合常会や常会に対するごみステーション管理の交付金である。次に地域環境美観活動交付金は羽根海岸清掃などの美観活動をしているボランティア団体に対して、上限を3万円として交付を行っているとの答弁がありました。

次に、4款1項4目19節、生活環境施設整備事業費補助金及び中山間地域生活支援総合補助金について、この2つの事業は内容としては同じではないのかと質疑があり、執行部から、内容としては両事業とも飲料水供給施設の整備であり、生活環境施設整備事業費補助金は市からの補助であり、中山間地域生活支援総合補助金は県と市からの補助である。集落や常会など規模が大きなものについては中山間地域生活支援総合補助金で対応しており、それよりも規模の小さい個人などについては生活環境施設整備事業費補助金で対応していると答弁がありました。

監査委員事務局関係では、2款6項1目1節、監査委員出務報酬について、工事監査の日数について質疑があり、執行部から、監査の日数については監査員2名の合計日数である。工事監査については2回の監査を実施しており、監査員1名につき2日ずつ計4日行い、2名で合計8日となると答弁がありました。

人権啓発課関係では、歳入19款3項1目3節、同和小口資金貸付金元利収入について、ここ数年収入のない状態で推移しているが、対応について債権管理課と協議しながら行っているのかと質疑があり、執行部から、同和小口資金については、債権管理課と滞納整理についての協

議を行っている。債務者は49名おり、毎年、年2回債務者等について調査を行い、私債権の債権放棄できる条項に該当する分について、私債権処理審査委員会に諮り、不納欠損処分を行っている」と答弁がありました。

生涯学習課関係では、9款4項1目13節、御蔵洞落石防護通路設置委託料について質疑があり、執行部から、入洞を可能にするため、仮設用テントの設置を文化庁と協議し、移設可能という条件のもと許可をいただいた。この状態は永年ではなく、3年ごとに申請を行い、継続的に許可が必要となる。仮に文化庁から撤去の指示があった場合は、速やかに撤去を行わなければならないと答弁がありました。

9款4項1目19節、重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助金について、修理5件、修景1件分と説明があったが、修景とはどのような意味かと質疑があり、執行部から、修理については特定物件を直す場合に用いる言葉で、修景とは特定物件以外の物件を直す場合に用いる。石垣や塀であっても、特定物件か否かで修理もしくは修景という言い方になると答弁がありました。

選挙管理委員会事務局、会計課、学校保育課、建設土木課については、特段の質疑はありませんでしたので、省略いたします。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で総務文教委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって総務文教委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

健康管理のため、11時25分まで休憩をいたします。

午前11時12分 休憩

午前11時24分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第4、認定第2号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから認定第8号平成30年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件を一括議題といたします。

本案に関し産業厚生委員会委員長の報告を求めます。小椋産業厚生委員会委員長。

（産業厚生委員会委員長報告）

○産業厚生委員会委員長（小椋利廣君） 産業厚生委員会委員長報告を行います。

ただいま議題となっております認定第2号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入

歳出決算の認定についてから認定第8号平成30年度室戸市水道事業会計決算の認定についてまで、以上7件につきましては、9月定例会におきまして当委員会へ付託をされたものであります。

委員会といたしましては、10月24日に委員会を開き、執行部の出席を求め、審査を行いました。

審査の経過及び結果につきましては次のとおりであります。

初めに、認定第2号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についての中で、事業勘定についてであります。

本決算は、歳入総額29億9,621万43円に対し、歳出総額30億5,115万8,473円で、歳入歳出差し引き5,494万8,430円の不足額が生じ、このため同額を翌年度歳入から繰上充用をされております。

執行部の説明の後、委員から、5,494万円ほどの赤字額となった主な要因は何かと質疑があり、執行部から、医療技術の高度化に伴う医療費の高騰等により、国保税等では賄い切れないことで生じた累積赤字である。この累積赤字につきましては、平成23年度が約6億4,000万円と一番高かったけれども、一般会計からの繰り出しなどをしてきたことにより、平成30年度分までの累積赤字は解消されたと答弁がありました。

次に、委員から、同じ病気で複数の医療機関にかかる重複受診者は、それぞれの病院から薬を処方されており、これが一番の赤字要因ではないかと考えるが、担当課はどのように考えているのかと質疑があり、執行部から、重複受診については、現在、国保連合会と連携をし、レセプトによる点検を行っている。重複受診者への指導方法について、今後も検討していく。また、薬の重複については、お薬手帳の提出時に、薬局店のほうから薬の重複について指導のお願いに行くなど、関係機関と協議をしていくと答弁がありました。

次に、委員から、脳ドック検診他委託料について、109万1,287円ある不用額の主な理由は何かと質疑があり、執行部から、250名で予定をしていたが、脳ドック検診の実績が205名となり、45名分の不用額となった。主な理由は、受診のキャンセルや対象者を限定したことなどが考えられる。今後も、募集定員に満たない場合は、その都度広報や市民課のカウンターでの周知を行うなど、あらゆる場面での周知を図っていくと答弁がありました。

次に、直診勘定であります。

本決算は、歳入総額3,667万8,806円に対し、歳出総額3,090万6,409円であり、翌年度繰越額は577万2,397円であります。

執行部の説明の後、委員から、利便性のよい室戸岬診療所にするため、利用者からの意見を聴取したことはあるかと質疑があり、執行部から、アンケートはとっていないが、看護師などから午前中からの診察を希望する声や待ち時間が長いなどの意見があったことは伺っていると答弁がありました。

次に、委員から、利用者は室戸岬診療所の診察時間を9時から5時までにするのを望んでいる。医師不足の中であるが、今後の見通しはどうかと質疑があり、執行部から、室戸岬診療所で常勤医師を確保できた場合については、診察日を月曜から金曜までの9時から5時に設定することも考えていきたい。しかし、新たな診療所の建設も予定をされているため、岬診療所の診察時間などについては、新診療所とあわせて検討しなければならないと考えていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第3号平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに506万7,365円であります。

執行部の説明の後、委員から、平成30年度で認定された要介護度別の件数と認定結果への不服申し立てはあったのかと質疑があり、執行部から、平成30年度の認定件数は非該当が47件、要支援1が184件、要支援2が157件、要介護1が315件、要介護2が258件、要介護3が187件、要介護4が158件、要介護5が140件、合計1,446件である。また、認定結果に対する不服申し立てはゼロであると答弁がありました。

次に、委員から、ケアマネジャーは介護認定の申請時からかかわっているのか、また認定調査員による心身の状況調査時に本人がよく見せようとするやと聞くが、そのときの調査結果で判断をされてしまうのかと質疑があり、執行部から、介護認定の申請は主に本人あるいは家族が行うが、家族やケアマネジャーなども代行することができる。申請後は、認定調査票と主治医意見書をもとに、介護認定審査会にて審査判定を行い、その後、ケアマネジャーがかかわることになる。認定調査については、調査時にすごく頑張る方はいるため、調査員は時間をかけて心身の状況調査を行っており、また家族などの意見等も伺いながら調査票をまとめていると答弁がありました。

次に、委員から、介護認定を申請してから認定を受けるまでの期間はどれぐらいかかるのかと質疑があり、執行部から、基本的には30日であるが、本人の病状等による調査日の延期や家族との日程調整、主治医意見書の提出などによりおくれる場合がある。30日を超える場合は、延期通知書を送付をしていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第4号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額21億1,215万7,655円に対し、歳出総額20億9,737万8,584円であり、翌年度繰越額は1,477万9,071円であります。

執行部の説明の後、委員から、げんきクラブ活動事業委託料について、今現在あるげんきクラブ数と参加者人数、また個々のクラブが行っている事業内容は把握されているのかと質疑が

あり、執行部から、平成30年度は市内22カ所のクラブが活動されており、参加者の延べ人数は6,142人であり、前年度比305人の増となっている。事業内容については、体操やダンス、手芸などを行っており、特に体操については、認知症予防のための「かみかみ体操」などを取り入れてもらうようにしていると答弁がありました。

次に、委員から、介護保険料の不納欠損額について、何年で時効になるのか決まっているのかと質疑があり、執行部から、介護保険料は2年で時効になると答弁がありました。

次に、委員から、介護予防・生活支援サービス事業に係る委託料及び負担金補助及び交付金について質疑があり、執行部から、この事業は要支援1、2に認定をされた方、もしくはその状態に近い方が利用するサービスである。自宅の掃除や買い物などを行う訪問型サービス、機能訓練を集中して行う通所型サービスなどがあり、市は通所型のサービスとして、短期集中型通所介護サービス事業を事業者へ委託しており、その利用件数は延べ84件になる。また、不用額の理由については、介護サービスの給付利用が当初見込みより少なかったためであると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第5号平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに4,029万9,468円であります。

執行部の説明の後、委員から、発足時は黒字であった特別会計も、全国に取水地がふえ、またブームも一段落したことから、現在では赤字が出たら一般会計から補填をされている状況にある。しかし、海洋深層水事業は本市にとって大切な産業の一つであり、さまざまな商品開発を行うためにも給水事業は継続していくべきである。そのためには、一般会計への移行を検討する時期に来ていると考えるが、今後の取り組み姿勢について聞くと質疑があり、執行部から、海洋深層水事業は本市の貴重な資源であり、給水量をふやすため、未利用水の有効活用など収入の増加に努めていく。また、海洋深層水事業の一般会計化については、市長や財政当局と引き続き検討していくと答弁がありました。

次に、委員から、13節、給水施設保守点検他委託料の水質検査の内容について質疑があり、執行部から、水道法に準じたさまざまな項目検査を月1回実施している。委託料は390万円程度であり、国から指定を受けた事業者へ検査していただいていると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第6号平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入歳出総額ともに80万3,746円であります。

執行部の説明の後、委員から特段質疑もなく、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第7号平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

本決算は、歳入総額2億9,412万2,496円に対し、歳出総額2億8,261万1,667円であり、翌年度繰越額は1,151万829円であります。

執行部の説明の後、委員から、市全体の人口に対する加入割合は24.8%とのことだが、後期高齢者の男女別数と施設入所者数は何名であるかと質疑があり、執行部から、平成31年3月末日の男女別人数は、男性が1,284名、女性は1,982名で合計3,266名である。また、施設入所者数は、平成31年3月時点で161名であると答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

次に、認定第8号平成30年度室戸市水道事業会計決算の認定についてであります。

平成30年度の給水状況は、給水人口1万2,356人、給水栓数7,621栓、年間総有収水量160万2,902立方メートルで、前年度比で給水人口360人減、給水栓数は83栓減、年間総有収水量は3万5,871立方メートルの減であります。施設整備につきましては、主なものとして、室戸岬高浜配水管布設替工事、浮津三番町配水管布設替工事、佐喜浜配水管布設替工事などを施工しております。経営状況であります。事業収益は2億9,343万5,103円に対し、事業費用は2億5,548万5,923円で、当年度未処分利益剰余金は1億5,214万957円あります。

執行部の説明の後、委員から、修繕工事量について、市の人口が密集をしている旧室戸町内にはかなりの石綿管が残っていると認識をする。水道会計が余力のあるうちに取りかえないと、震災が発生したら、強度不足の石綿管が破損することで断水が起り、市民がパニックに陥る。市長や担当課とも相談をして、取り組み強化を図るべきと考えるがどうかと質疑があり、執行部から、旧室戸町内に残存する石綿管については水道局も十分承知をしており、関係課などとも連携しながら、計画性を持って取り組んでいくと答弁がありました。

次に、委員から、企業債の当期借入金1億2,440万円あるが、市の人口や水道事業会計の収入も減少し、また耐震管への取りかえ工事など厳しい状況が生じている、今後の取り組みについて聞くと質疑があり、執行部から、当期借入金は年々累積するため、水道会計を圧迫し続けることになり、最終的には水道料金の値上げなども勘案をしなければならないが、市長とも協議を行いながら、水道会計の収支バランスの改善に努めていくと答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、本案は認定すべきものと決しました。

以上で産業厚生委員会委員長報告を終わります。

○議長（堺 喜久美君） ただいまの委員長報告に対し、質疑のある方の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって産業厚生委員会委員長に対する質疑を終結いたします。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第5、議案第18号固定資産評価審査委員会委員の選任についてから日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上3件を一括議題といたします。

本案につきましては、いずれも委員会付託を省略したものであります。

これより討論に入ります。

日程第1、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてから日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてまで、以上27件を一括して行います。

まず、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についての討論を行います。

委員長の報告は否決でありますので、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。町田又一議員。

○11番（町田又一君） 11番町田。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

植田市長が、市政運営2年目に当たり重要視したのが議案第2号であると思います。機構改革を行う背景として、人口減少、少子高齢化に歯どめがかからない、産業の振興、医療や健康づくり対策、子育てや教育の環境整備、移住対策や将来のまちづくりのあり方等、これまでの枠組みを超えた新たな施策の展開や行政運営が大きく求められているからだと思えます。

私の客観的な見地なのですが、室戸市役所という組織は往々にして他に例のない施策には手をつけず、行動しないと体質や保身が一部の職員に強く感じられます。また、変革を嫌う部分もあるのではと大変心配をしているところであります。

SDGsまちづくり推進課の名前は、植田市長の提案で、職員からは多くの反対意見もあったと聞いておりますが、課長会では2回にわたり議論をされ、この議案が提出されたと同様にあります。今は耳なれない言葉ですが、すぐに身近に感じられるようになるのではないかと存じます。

現在、何事においても厳しい環境に置かれている室戸市にとって、既に世界中で重要なテーマとして取り組まれている崇高な理念を他の市町村よりもより早く取り組むことは、ハードルが少し高くても意義があることであり、当市にとって先進事例の導入を一日でも早く取り入れる必要があると考えます。

この観点から、私は議案第2号について賛成をいたします。議員各位の御賛同を求めまして、私の賛成討論といたします。どうかよろしく願いいたします。

○議長（堺 喜久美君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○6番（小椋利廣君） 6番小椋利廣。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についての中で、企画財政課を新しくSDGsまちづくり推進課という名前に改めることについて反対をい

たします。

室戸市課設置条例の一部を次のように改正する新しいSDGsまちづくり推進課の分掌事務は、(1)SDGsの推進に関すること、(2)市の政策及びその推進に関すること、(3)市の総合的な企画調整に関すること、(4)ジオパークの推進に関することの4項目が掲げられております。

SDGsとは持続可能な開発目標と言われており、2015年9月の国連サミットで全会一致で採択され、誰ひとり取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030年を年限とする17の国際目標であり、5つの特徴があるとされています。その17の国際目標は、1、貧困、2、飢餓、3、保健、4、教育、5、ジェンダー、6、水・衛生、7、エネルギー、8、成長・雇用、9、イノベーション、10、不平等、11、都市、12、生産・消費、13、気候変動、14、海洋資源、15、陸上資源、16、平和、17、実施手段といった17の国際目標が決められております。これらのことは、国連サミットで全会一致で採択された項目であり、そのほかに5つの特徴は、(1)普遍性、先進国を含め全ての国が行動、(2)包摂性、人間の安全保障の理念を反映し、誰ひとり取り残さない、(3)参画型、全てのステークホルダーが役割を、(4)統合性、社会・経済・環境に統合的に取り組む、(5)透明性、定期的にフォローアップという5つの特徴が掲げられております。

今室戸市は、人口が1万3,003人、65歳以上の高齢者は6,444人で、高齢化率は49.6%となっており、全国で人口の少ない市の中では下から5番目に位置づけられており、北海道を除く本州から沖縄までの市の中では室戸市の人口が最下位であり、2番目に少ない市は土佐清水市となっており、少子高齢化が続いていく中で、まだまだ厳しい人口の減少が続いていくと想定をされます。

そのような状況の室戸市で、室戸市行政経営改革プロジェクトチームは、SDGsまちづくり推進課について、課長会も2回開催をして検討をされてきたようですが、その中で、課の名称が何を行う部署なのか市民にはわかりにくい、SDGsの名前を使うのは時期尚早ではないか、またSDGs課が所管をする業務内容の整理や各所管課の業務との関連性、及び市民へのかかわりやすさなど、現時点では検討課題も多く、今回は見送りをすると結論づけられたようですが、植田市長は、私が独断で決めて今議会に提出をしたと言われております。そういった中で、室戸市行政経営改革プロジェクトチームの課長さんたちが、現時点では検討課題も多く時期尚早ではないかと結論づけているのに、植田市長が独断で今議会に提出をしたことで、今後、庁内で行う課長会やいろいろな行政経営改革プロジェクト会議において融和が図られて、室戸市の新しい行政が正しい方向に進んでいくのか、私は今後が心配をされてなりません。

今後も、少子高齢化が続き、高齢化率もまだまだ進んでいくと推測をされ、厳しい状況が続いていく中で、室戸市の身近な課題から解決ができていけるように、国連決議の名前を優先するよりも、もっと市民に寄り添った、わかりやすい、市民に易しく理解をされる市民ファース



トの課にして、厳しい状況下の室戸市のまちづくりの推進に取り組んでいくべきではないかと考えて、SDGsまちづくり推進課という名前には反対をいたします。

以上、反対討論といたします。

○議長（堺 喜久美君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。竹中多津美議員。

○4番（竹中多津美君） 4番竹中多津美。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

令和元年8月21日に、朝日新聞がSDGsの認知度調査を東京や神奈川に住む3,000人を対象に行った結果ですが、調査は5回目で、SDGsという言葉を知ったことがあるかの問いに、あると答えた人は27%だったようです。若い世代への広がりが多いことではありますが、SDGsの内容をどうやって知ったかの質問には、新聞が40%、テレビが32%、仕事でわかるが22%となっています。また、17ある目標への関心についての質問には、全ての人に健康と福祉を30%、貧困をなくそうが30%、気候変動の具体的な対策が28%、海の豊かさを守ろうが28%などとなっておりますが、こうしたさまざまなSDGsの取り組みから見ましても、確実にSDGsの取り組みは国内外において推進され、浸透されていることがわかります。

しかし、室戸市など地方における認知度や取り組みは、まだ今後の課題として置かれている感が拭えない状況であります。どのような取り組みや事業でも、先に取り組む者は手探りで、お手本になるものがないことから、無駄や失敗、あるいは犠牲が伴うことなど、苦勞が多くて大変です。しかし、その反面、成功すれば高い評価を受けることができます。室戸市における人口減少問題や少子高齢化、さらには津波対策において、ほかの市町村に比べて大変厳しい状況下にありますことを考えますと、人並みの取り組みでは再興が望めないという室戸市の現実を認識して、対策を考えなければなりません。

新たなことをほかに先駆けて取り組むときには、それなりの覚悟が伴いますが、今室戸市はその覚悟と挑戦というフロンティア精神が求められていると思います。今回のSDGsまちづくり推進課の名前は、よう言わん、意味もわからん、誰がしゆうがなといったレベルの声が多く聞かれることになるかもしれません。しかし、室戸市の現状を考えると、こうした奇策も必要なほど大変な町になっているということを議論し、理解し合うことのできる機会となり、困難にも打ち勝つ室戸市政の始まりの一策になるのではないかと考えております。

つきましては、市長を初め執行部の皆さんには、限りなく丁寧にわかりやすい説明をして、子供からお年寄りまで市民が理解できるよう強力に取り組み、SDGsを市民誰もがより親しめる課にすることを強く求め、新たな室戸市のまちづくりにSDGsの理念を定着させ、他の模範となる室戸市を築いてくれることを期待して、賛成するものであります。

議員各位の御賛同を求め、賛成討論といたします。

○議長（堺 喜久美君） 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。脇本健樹議員。

○7番（脇本健樹君） 7番脇本健樹。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

一般質問でも取り上げましたが、私は機構改革に取り組むことには理解しております。執行部からの説明を聞いても、今回の機構改革には賛成できません。

まず、SDGsまちづくり推進課です。

SDGsの理念を持ってまちづくりをすることには賛同できますが、17の目標、169のターゲットなどとされており、この目標の中には、人や国の不平等をなくそう、飢餓をゼロになど、国レベルの取り組みが必要なものがあります。1つの課で17の目標全てに対して取り組むという姿勢でなければ、対外的にもSDGsという課を設置するには無理があります。SDGsとつけば広範囲を扱うことになり、その課で幾らの人員を配置して取り組むのか、想像できません。まちづくり課がSDGsの目標を念頭に置いてまちづくりに取り組むのは理解しますが、本気で取り組めば、本来の業務の企画立案もままならないことになると思われま

す。それから、ジオパーク推進室についてですが、現在、我が室戸市はユネスコ認定の世界ジオパークの冠をいただいております。世界に通ずるものは、ジオパークと四国八十八カ所、三山ではないかと思ひます。世界の冠のついたこのジオパーク課を室に格下げするのはいかなものかと思ひます。他市町村では、その町の代表産業と観光事業をくっつけた課があるように、ジオパークを観光とくっつけることはよいこととあります。課を室にすることで、ジオパークに対する今後の審査等が後退することではないかと懸念いたします。世界と冠のつく課を残すほうが、SDGsを推進することではないでしょうか。ジオパーク推進課でまちづくりに取り組むほうがよいと思ひます。

SDGs、この名前では市民への理解が難しく、SDGsをつけることで課の仕事量は膨大になるのではないかと思ひます。計画どおりいかず、名前倒れになります。SDGsの理念を持って、それぞれの課の班で取り組んでいったらよいのではないかと思ひます。

次に、環境政策課について。

芸東衛生組合が解散して、その業務を市が行わなければならないと説明がありましたが、芸東衛生組合は現在、し尿処理業務、リサイクル業務は委託しており、芸東衛生組合は主な業務が減少したから解散するのですから、事務量はそんなに大した量ではないと思ひます。市長は、他市にも独立した課があり、CO<sub>2</sub>問題もあると答弁しましたが、他市ではごみの収集は直営でやったりしております。CO<sub>2</sub>問題は生活環境班でも取り組んでいると思ひます。無理に課に独立させることはないと思ひます。SDGsの目標にも、エネルギー問題や気候変動への対策についてもあります。これらの政策目標も2つの課にわたり行う必要はなく、今までどおり生活環境班扱いでもよろしいかと思ひます。

次に、債権管理課を室に格下げして税務課に置くことですが、市の一番大切な財源の回収を担当している債権管理課を逆に強化するのが大事ではないかと思えます。一般質問でも申し上げましたが、収納率が向上したといっても、県内34市町村27番、この位置は市長が言われたように一定滞納が整理できたのでしょうか。安芸租税管理機構と連携していくと言いましたが、回収された税の半分が管理機構への負担金として消えていきます。安芸租税債権管理機構との連携とは、処遇の困難な長期にわたる滞納の整理をお願いすることで、その他の債権回収は責任を持って行うことが自主財源の確保として必要と思えます。1件当たり約20万円の負担金が必要なのに、滞納額は20万円以下の案件を管理機構に提出し、その案件が完納になっても、市に税として入ることはなく、逆に負担金を上乗せしている安芸租税債権管理機構頼りのあり方に問題があるのではないかと思います。

現在、債権管理課が滞納整理をしている住宅使用料、新築資金貸付金を税務課の一部が行うことに疑問もあります。滞納額が2億円を超している住宅使用料の整理ができるのでしょうか、疑問です。私債権は公債権と違い、強制徴収力がなく、訴訟などによる回収が必要であるとお聞きしました。このような専門知識に必要な私債権などを持っているほかの課の債権を一手に債権管理課が引き受けて訴訟を起こすなど、総合的な債権整理を税務課の課長の通常業務にこれらの業務を追加するというのは、債権管理課の課長業務を丸々追加することとなります。余り賛同できる内容ではありません。

安芸租税債権管理機構との連携も重要ですが、そのために課を室に格下げするのではなく、債権管理課で今まで以上に人員をふやし、専門を強化することで、市の一番大切な財源を確保していく必要があると思えます。

以上のことなどにより、本議案について反対といたします。

**○議長（塚 喜久美君）** 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。田渕信量議員。

**○3番（田渕信量君）** 3番田渕です。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、賛成の立場から討論を行います。

初めに、企画財政課を改正するSDGsまちづくり推進課についてです。

既に御案内のとおり、SDGsは持続可能な開発目標の省略であり、2015年9月に国連で開かれたサミットの中で、世界のリーダーによって決められた国際社会共通の目標です。このサミットでは、2015年から2030年までの長期的な開発の指針として、持続可能な開発のための2030年アジェンダで採択されましたが、この文書の中核をなす持続可能な開発目標をSDGsと呼んでおります。簡単に申しますと、2030年を目標に、自分たちの住んでいる世界をよくする、そのために17の目標を挙げた取り組みであります。この17の各目標に対し、それらを達成するために必要な169の具体目標をターゲットで構成されており、世界中の国々がその達成を目指しております。

私は、こうした私たちの日常には余り触れることのない貧困や飢餓という物事等を改めて自分のことのように捉えて子供たちが育っていくことは、国際社会において活躍をする室戸の人材を育むためにも重要な取り組みであると考えます。新たな取り組みを積極的に先取りして、社会に注目され、他の市町村をリードしていける室戸市にしようとする市長の姿勢は評価できる対応と考えます。

また、室戸市づくりにSDGsの理念を浸透させていくことは大変重要な課題でありますので、子供たちはもとより、市民にも、企業や団体にも説明し、理解していただくためにも、SDGsまちづくり推進課の設置は必要な取り組みであると賛成をするものであります。

また、環境政策課の新設につきまして、芸東衛生組合の事業を引き継ぐとの内容もありますが、私は室戸市一円の美化事業の強化を図る上で、大変責任の重い重要な課であると考えます。執行部の説明でありましたように、県下のほとんどの市に設置されております。環境問題がいかに重要かが理解できます。中でも、室戸市は、トイレ掃除のあり方を見るだけでも、他市に比較しておくれておりますし、海岸、河川、スカイライン沿線などの清掃活動など、室戸市内における美化活動は早急に対応しなければならない課題が山積しています。

さらに、環境問題におけるレジ袋やペットボトルなどのビニール、プラスチック製品の見直しにおける持続可能な社会への構築など、取り組むべき課題もあります。

環境政策課には、今まで取り組みの弱かった環境政策を早期に具体化し、強力に取り組んでいただくためにも必要不可欠な課であると考えております。環境政策課の設置についても賛成をするものであります。

以上、今回の提案された議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、同僚議員の御賛同を求めて、賛成討論といたします。

**○議長（堺 喜久美君）** 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。濱口太作議員。

**○9番（濱口太作君）** 9番濱口。議案第2号に対する反対討論を行います。

今回の機構改革に示されているSDGsまちづくり推進課の設置に反対をいたします。

重複しますが、SDGsについて少し述べさせていただきます。

御承知のようにSDGsは持続可能な開発目標の略称で、2015年9月の国連サミットで採択されたもので、国連加盟193カ国が2016年から2030年の15年間で達成するために掲げた目標であり、17のゴールと課題ごとに設定された169のターゲットと232の指標で構成をされております。SDGsが対象とするのは主に政府ですが、幅広い分野で活躍する団体も巻き込み、共通の枠組みを土台とし、持続可能な開発に向けた協力の優先課題や世界のあるべき姿が打ち出されるよう意図しております。SDGsの最も重要な特徴は、目標達成に企業が果たし得る、あるいは果たすべき重要な役割を認識している点にあると言われております。

日本では、2016年5月20日に、安倍総理が本部長、全ての国務大臣がメンバーとなり、持続

可能な開発目標推進本部が開催され、以降も会合を重ね、実施方針を決定し、経済、社会、環境の分野に至る8つの優先課題と140の施策を盛り込み、この指針で世界に範を示し、持続可能な世界に向けて国内実施と国際協力の両面で国際社会をリードしていくとしております。

また、国際保健の推進のため、国際保健機関に対し総額4億ドルの支援、難民問題への対応として新たに5億ドルの支援、女性の輝く社会実現のため、30億ドル以上の取り組みを行うとしております。

現在、それぞれの省庁においてSDGsの取り組みを行っております。内閣府においては、SDGs未来都市（31都市）、自治体SDGsモデル事業（10事業）を選定をしております。SDGs未来都市とは、持続可能な都市、地域づくりを目指す自治体を選定し、政府として予算もつけてサポートしていこうという取り組みです。特徴的なものがその取り組みを経済、環境、社会の3つの観点から持続可能性を見るということでもあります。

これまでSDGsについて述べてきましたが、ここで私が言いたいのは、SDGsの仕事、事務は、国の仕事であり、事務であるということを皆さんに理解をしていただきたいと思えます。

私は、このSDGsまちづくり推進課の設置には2つの問題があると考えております。

その1点目は、今回の機構改革に際しては3つの基本方針が策定をされております。そして、その3点目には、誰もがわかりやすく、利便性の高い組織ということが規定をされております。この基本方針に反すると市長は理解しながらも、なぜ誰にもなじみのない知らないSDGsという名称を課名にしたのでしょうか。この基本方針は誰が作成したのですか。市長ではないのですか。今回の機構改革は、こういう考えのもとに行うと策定した基本方針をみずから破る、なぜ守れないような基本方針をつくるんですか。これは、市長として決して許される行為ではありません。このようなことを世間では言うこととすることが違うと言い、信頼を失う行為であります。

今回の機構改革については、課長会においてSDGsまちづくり推進課については全課長が反対をしたと聞いております。こういうことは前代未聞です。それだけ課名としてはふさわしくないとみんなが判断をしたということです。私は、賢明な判断だと思います。その反対を押し切り、市長は議会に提案をしてきました。今回のことで市長は多くの職員の信頼をなくしたと思います。私は、今後の市政運営に悪影響が出るのではないかと心配をしております。

2点目は、地方自治法上の問題であり、違法性があるということでもあります。課をつくるには、どんな課でも市長の権限でつくれるというものではありません。それには一定の制限があるということです。地方自治法にその規定があります。地方自治法第158条第1項に、普通地方公共団体の長はその権限に属する事務を分掌させるため、必要な内部組織を設けることができると規定をされております。要は、市長が内部組織としての課をつくることのできるの、市長の権限に属する事務についてであり、権限の属さない事務については課をつくること

はできないということであります。ここで言う市長の権限に属する事務については、地方自治法第2条第8項に規定されている自治事務と、本来は国や県が行う事務ではあるが、法律や政令により市町村が行うとされている法定受託事務のこの2つであります。法定受託事務以外の国や県の事務は、市長の権限には属さないということであります。

前段に述べましたように、SDGsの事務は国の事務であり、国際的にも国内的にも取り組んでいるところであります。そのSDGsに関する課をつくるということは、SDGsに関する国の事務を市の事務にしようということであり、国の事務に対する越権行為であり、厳しく禁じられている行為であります。わかりやすく言葉を変えて言いますと、例えば国にはいろいろな許認可事務があります。その許認可事務を、市が課をつくり、市長権限で許可を与える、こういうことは絶対許されない行為であります。今回の課をつくることも同じことです。

繰り返しますが、市長が課をつくることができるのは、市長の権限に属する事務についてだけ許されるという行為であります。市長は、SDGsの崇高な思想に感服をし、その思想をまちづくりや事業に取り入れ、生かしていきたいと言っておりますが、それは別に法に触れることではありませんので、大いにやっていただいて結構です。そして、事業をやりたいのであれば、国にモデル事業の申請をし、認定をされ、初めて事業ができることとなります。問題は、課をつくるということであり、課をつくるということは、国の事務を市の事務として市長の権限下に置こうという違法行為だということであります。

議員の皆さん、我々は市民の皆さんから負託を受けて議会の場におります。我々の役割は執行部の監視機関であり、審議機関でもあります。市長より提出された議案や施策に違法性はないのか、本当に市民の方が望んでいる施策なのか、これを判断し、いいものはいい、悪いものは悪いと是々非々の立場で審議に臨み、市民の負託に応える必要があります。疑問に感じる議案でも、提案されたものに全て賛成するようでは、議会が存在する意義はありません。

この議案第2号は、前段でも示しましたように、基本方針に反し、また地方自治法に抵触をする、私は瑕疵ある議案であると思っております。瑕疵ある議決を行い、市民の皆さんから批判を受けることのないよう、賢明なる判断をお願いをいたします。今回は全員一致で否決をし、市長には反省を促すべきだと思います。幸い、この機構改革は来年4月からのものであり、時間的な余裕も十分あります。再度検討し直し、基本方針に基づく機構を提案をしていただくべきだと考えますので、よろしくをお願いをいたします。

以上で私の反対討論を終わります。

**○議長（塚 喜久美君）** 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。河本竜二議員。

**○1番（河本竜二君）** 1番河本竜二。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について賛成の討論をいたします。

SDGsの考え方や取り組む内容につきましては、前段の議員からも御説明がありました

が、私は室戸市ではジオパーク等の取り組みの中でもう既にSDGsを推進してきたものも多く、そういったことからいいますと、県下どこの市町村よりもSDGsを先駆けている自治体であり、他の市町村を引っ張っていく立場になっていると言ってもいいのではないかと考えております。

SDGsは、まだ耳なれていない言葉ではありますが、室戸の自然を守る、働きやすい社会をつくる、安心して暮らしていける室戸をつくる、そういった目標を達成するためには、私たちはどうすべきなのか、どんなことを意識をすればいいのか、そういったことを常に考えてまちづくりに取り組んでいくことだと思っております。国連が提唱した崇高な理念を他の市町村よりも早く学び、職員はもとより、市民に浸透させて、理解をしていただくことは大変大切なことであり、グローバルな時代にこうした国際社会に貢献できる取り組みを地方のこの室戸から始めることは大変意義深く、他の地域、社会から注目をされる取り組みになろうかと考えております。

特に室戸市は、人口減少、少子高齢化問題が他市町村より厳しい状況であります。他市町村ではやっていない室戸市独自の施策が不可欠であるように思います。今回のSDGsまちづくり推進課は、全国的にも少なく、先行した取り組みとなってまいります。理念を取り入れ、新たな室戸づくりを推進することは他市町村のモデルになるテーマだと考えています。職員にも市民にもなじみが薄い、理解されていない、わかりにくいなど、たくさんの声をお聞きをしておりますが、市長の室戸市は今ままではいけない、新しいことへチャレンジをしていき、職員の意識改革、また今の室戸の状態を何とかして変えていかなければならない、その熱い思いに期待をし、有言実行をしていただけるように信じております。

以上をもちまして賛成討論といたします。

**○議長（塚 喜久美君）** 次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。山本賢誓議員。

**○10番（山本賢誓君）** 10番山本。議案第2号室戸市課設置条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回、市長提案の議案でありますSDGsまちづくり推進課のSDGsというネーミングが果たして市町村レベルにそぐうのか、そぐわないかとの問題もあります。このSDGsは、国連の崇高な、そして世界国際レベルの取り組みの名称であります。こういった名称を一市町村が使用する、前段の議員も言いましたけれども、そういうことに大きな違和感を感じるものがあります。こういう名称を今から勉強する何の知識もない市町村が使うことには無理があると思います。

このSDGsは、17の国際目標と169のターゲット、そして232の指標で構成されており、究極の国際目標であると思います。ましてや、このSDGsの前身のミレニアム開発目標が2000年から2015年を年限として取り組んでおりましたけれども、多くの目標が未達成のままで

終了したものと思っております。今回のSDGsも2015年に国連で採択され、2030年が年限となっており、既に5年間に過ぎています。どのような効果があらわれているのかは我々の知る由もありません。そして、もう十年もすれば、このSDGsという言葉がなくなっていくということでもあります。そういった漠然とした内容のものに世界レベルで取り組もうとすることには到底無理があろうというものであります。

今回の課設置条例の分掌事務では、SDGsの推進に関することとありますが、どのようなことなのか、私には皆目見当がつきません。知識のない職員がどこから教を請うのかということですが、もしかしたら市の職員を国連にでも派遣するのか、あるいは国連から職員派遣をしてもらうのかと、そういうことになります。

また、SDGsという課ができれば、全国から視察団が室戸市を訪れることも考えられます。そういったことを受け入れることができる体制ができるのかと言えば否であります。そういうことを私は絶対にできないというふうに思っております。

SDGsの17の目標の下に169のターゲット、そして232の指標があります。これらを広い意味で解釈すれば、室戸市が通常に行っている業務で、産業振興であったり、福祉政策であったり、環境対策であったり、差別問題の解消であったり、そういったことが含まれるのではないかと思います。言いかえれば、室戸市の政策、ひいては全国の自治体等の業務が広義に解釈をすれば、既にSDGsの理念に当てはまるものではないかとも思います。市長の新しいことに取り組もうとする姿勢は評価をいたしますけれども、現実として遠くの非現実的な目標に飛びつくよりも、身近な現実を見詰め直して、体制強化に取り組むべきだと思います。

今回の市長の提案には、副市長以下、全執行部が反対をしたと聞いております。行政経験のある執行部が反対をするということはよっぽどのことでもあります。どうして反対されたのかを市長は認識が不足をしていると思います。強引に進めるのではなく、まずはじっくりと内政に取り組んで、室戸市政の課題を的確に把握することが最優先であります。出張ばかりして内政がおろそかに、置き去りになります。そういったことから、内政をより重視した課の再編成に取り組むべきだと思います。

私たち議員の務めは、議案が室戸市の市勢の発展に合致するかどうかの判断をしなければなりません。何でも賛成ということにはなりませんから、市長ももう一度一考してもらいたいと思います。早急に見直しをして、臨時議会でも開いていただいて、3月議会に提出していただくことをお願いいたします。反対討論といたします。

○議長（塚 喜久美君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

次に、他の議案について討論を行います。

原案に対する反対討論の発言を許可いたします。河本竜二議員。

○1番（河本竜二君） 1番河本竜二。議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算についての中の見学ジオパーク推進課、むろと廃校水族館の日よけについて、反対討論をいたします。

先日の大綱質疑でもいたしました。当初予算5,137万円でプール全面に日よけをする、ということで上がってきておりました。それにつきましても、市民からは金額が高過ぎるとの声が上がっております。その中で、設計変更等で4分の3しかできない、残り4分の1を設置するとのことで、補正予算2,481万円を上げてきております。そんなずさんな設計、コンサルでよいのか。設計ミスなら罰則などを行っているのか。

しかも、約2,500万円というプールの約2分の1の金額になるように思います。ウミガメの体長測定をするための日よけを設置する、それはよいことだと思います。そのことに対しては賛成をいたしますが、2,500万円もの予算をかけて、わずか4分の1の日よけを設置する必要があるのか。地元の鉄工所や建設業、大工さんなどで十分対応ができると私は考えています。カーポートのようなものでできる陰も、また2,500万円をかける陰も同じ陰になると思います。市民の感覚から非常にずれているように思いますし、補正予算に上げてまで急いでやらなくても、市民からも納得ができるよい方法、やり方があると考えております。

そういった理由によりまして、議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算の見学ジオパーク推進課、日よけ設置のことに対して反対をいたします。

○議長（堺 喜久美君） 次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第1、議案第2号から日程第7、諮問第2号まで、以上27件についての討論を終結いたします。

事務局より議案第2号の採決について説明いたさせます。長崎議会事務局長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時41分 休憩

午後0時42分 再開

○議長（堺 喜久美君） 正会に復します。

これより採決いたします。

日程第1、議案第2号室戸市課設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は否決であります。

原案について採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立少数であります。よって、議案第2号は否決されました。

次に、議案第4号室戸市職員定数条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号室戸市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号室戸市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号室戸市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例

の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号室戸市学校給食センター設置条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号令和元年度室戸市一般会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立多数であります。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第2、議案第3号室戸市集落活動拠点施設設置及び管理条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号室戸市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号令和元年度室戸市国民健康保険事業特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号令和元年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号室戸市自然体験型観光交流宿泊施設における指定管理者の指定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号市道路線の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（塚 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号芸東衛生組合規約の一部変更についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第3、認定第1号平成30年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第1号は認定されました。

次に、日程第4、認定第2号平成30年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第2号は認定されました。

次に、認定第3号平成30年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第3号は認定されました。

次に、認定第4号平成30年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第4号は認定されました。

次に、認定第5号平成30年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第5号は認定されました。

次に、認定第6号平成30年度室戸市障害支援区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算

の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第6号は認定されました。

次に、認定第7号平成30年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第7号は認定されました。

次に、認定第8号平成30年度室戸市水道事業会計決算の認定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、認定第8号は認定されました。

次に、日程第5、議案第18号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

固定資産評価審査委員会委員に五島由理氏の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、五島由理氏の固定資産評価審査委員会委員の選任については同意されました。

次に、日程第6、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に小鳳隆元氏を推薦することに御異議のない議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に小鳳隆元氏を推薦することに異議なきと決しました。

次に、日程第7、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

人権擁護委員に吉田久美氏を推薦することに御異議のない議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、人権擁護委員に吉田久美氏を推薦することに異議なきと決しました。

~~~~~

○議長（堺 喜久美君） 次に、日程第8、議案第19号令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算についてを議題といたします。

本案は、先日市長より追加提案されたものであります。

市長から提案理由の説明を求めます。植田市長。

○市長（植田壯一郎君） 追加議案につきまして提案理由を申し上げます。

議案第19号令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算についてであります。

本案は、豚コレラ拡大防止に係る野生イノシシ侵入防止対策事業費補助金について補正するものであり、普通交付税を財源として、歳入歳出予算はそれぞれ249万7,000円を追加し、総額149億5,548万7,000円とするものであります。

なお、詳細につきましては関係課長から補足説明をさせますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（堺 喜久美君） 執行部から補足説明を求めます。山本企画財政課長。

説明の間、休憩いたします。

午後0時58分 休憩

午後1時2分 再開

○議長（堺 喜久美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第19号につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略いたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、議案第19号につきましては委員会付託を省略することに決しました。

本案に関し質疑のある方の発言を許可いたします。小椋利廣議員。

○6番（小椋利廣君） 6番小椋利廣。若干質疑をしたいと思います。

この今議会の最終日に予算計上をせないかんかったという理由はどういう理由かということでお聞きをしたいと思います。

それから、この事業内容でワイヤーメッシュ柵895メートルが計上されておりますけれども、このワイヤーメッシュ柵895メートルを設置するのに、支柱の間隔は何メートルでいくのか、また支柱の本数は何本になるのかをお聞きをしたいと思います。

それから3番目に、材料のこれらの加工、仕入れは発注製作かどうか。

それから、これらの工事の完成予定、これはいつになるのか。例えば、繰越予算になるようやったら、今回のこの最終日に提案をしなくても、補正予算でも十分対応ができるのではないか。今回、どうしても12月議会のこの最終日に提案をせないかんということは、繰り越しはないのか、その付近をかつちりお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 小椋議員の質疑にお答えいたします。

まず、どうしてきょう最終日に提案したかでございますけれども、この防護柵の設置事業については、羽根の養豚農家さんが国の事業を導入してやる事業でございます、国の補助申請をしたのが11月の半ばだとお聞きしております。その交付決定がないとできませんので、県の養豚協会へ事業申請して、やりとりをしておりました。それが12月議会の予算編成までに間に合わなかったということでございます、きょうといいますか、議会開会中に県の事業のめどが立ったものですから、提案させてもらったということです。

12月、きょう議決をいただきましたら、3月末の完成を目指して、直ちに事業着手の予定でございます。

それと、ワイヤーメッシュの間隔についてお尋ねがありまして……。

（6番小椋利廣君「ワイヤーじゃない」と呼ぶ）

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君）（続） 支柱の間隔ですね。間隔は2.5メートル間隔。

（6番小椋利廣君「支柱の本数は」と呼ぶ）

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君）（続） 支柱の本数が360本になります。

それから、先ほど申しあげました完成予定は3月末を目指しております。

この事業は繰り越しが認められていないとお聞きしておりますので、3月末完成を目指して、きょう議決をいただいたら、直ちに着手に移るということでございます。よろしくお願ひします。

（6番小椋利廣君「発注製作か」と呼ぶ）

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君）（続） 済みません。発注は既製品のものを使います。

（6番小椋利廣君「そういうことは、もう次も既製品があるということ」と呼ぶ）

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君）（続） はい、そうです。

○議長（堺 喜久美君） 小椋議員の2回目の質疑を許可いたします。

○6番（小椋利廣君） 小椋。2回目の質疑をさせていただきます。



材料については加工品があるので発注製作ではないということですので、工期については3月末までに完成をするということの答弁ですけど、例えばこれ現場によってはこの状況を見てみると、こればあずっと囲うということになってくると、なかなか材料の運搬とか、くい打ち込みとか、相当日数を要するんじゃないかなというふうにも見受けられるわけやけど、先ほどの話では繰り越しはないということですが、完全に3月末で完成をするのかどうか、繰り越しはないのか、もう一度お聞きをしたいと思います。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 小椋議員の2回目の質疑にお答えいたします。

先ほども申し上げました、この事業は繰り越しが認められていない事業と聞いておりますので、事業主体である養豚業者さんからは3月末までに完成予定であると、目指していくというふうにお聞きしておりますので、補助金の交付する立場の私どもといたしましても、3月末の完成を目指すというか、指導してまいりたいと考えております。

○議長（堺 喜久美君） 小椋議員の3回目の質疑を許可いたします。

○6番（小椋利廣君） 6番小椋。3回目の質疑をしたいと思います。

3月末の完成を目指すということですが、例えばの話をしたらいかんかもわからんけど、3月末に完成にならなかった場合、これらは補助金はどうなっていくのか、この付近をもう一度お聞きしたいと思います。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 小椋議員の3回目の質疑にお答えいたします。

繰り越しにならないように、この議会の最終日に提案させていただいて、きょう議決がいただければ、着手して、3月末には完成というふうにお聞きしてしますので、よろしく願います。

○議長（堺 喜久美君） ほかに質疑はございませんか。亀井賢夫議員。

○5番（亀井賢夫君） 5番亀井。本案について質疑をいたします。

6ページの5款1項3目19節の負担金補助及び交付金の249万7,000円についてお伺いします。

さっきの課長の説明では、事業実施主体が養豚農家となっておりますが、私の認識不足かもしれませんが、この養豚場はたしか指定管理が所有者にされていると思うのですが、その中の一部が個人所有であったとしても、事業自体は市が事業主体となって事業費499万5,815円を予算化して、担当課が工事を施工すべきと思うのですが、この予算の組み方でよいのでしょうか。この予算では、事業費不足が出てきますので、50万円ぐらいが農家負担ということになるんですが、養豚農家さんと協議、相談はされているのでしょうか、担当課の説明をお願いします。

○議長（堺 喜久美君） 執行部の答弁を求めます。中屋産業振興課長。

○産業振興課長併農業委員会事務局長（中屋秀志君） 亀井議員の質疑にお答えいたします。

先ほどその養豚場の指定管理のお話でございまして、私が補足説明で市の所有が11頭、農家さんの所有が10頭、21あります。市の所有の11頭についてその農家さんに指定管理という形で管理、運営をお願いしております。この点線の部分が、全部の養豚場の敷地にかかわる、ぐるりと周囲を囲むという意味の図面でございまして、今回の国の事業は、その養豚農家さんが対象の補助事業でありますので、養豚農家さんが県の養豚協会を通じて国の事業の採択があったので、499万5,815円のうち、養豚業者さんの国補助分が220万4,825円であります。室戸市からの補助金が、一番下の予算額249万7,000円でございます。養豚農家さんの実質負担分については、29万3,990円ということになっております。以上でございます。

○議長（堺 喜久美君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） 質疑なしと認めます。

これをもって本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

日程第8、議案第19号令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算について行います。

まず、原案に対する反対討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

次に、原案に対する賛成討論の発言を許可いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（堺 喜久美君） なしと認めます。

これをもって日程第8、議案第19号令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算についての討論を終結いたします。

これより採決いたします。

日程第8、議案第19号令和元年度室戸市一般会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本案は委員会付託を省略したものであります。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（堺 喜久美君） 起立全員であります。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

本日議決されました諸案件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものに

つきましては、会議規則第43条により議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（塚 喜久美君） 御異議なしと認めます。よって、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきましては議長に委任されました。

これにて令和元年12月第4回室戸市議会定例会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後1時17分 閉会

上記は会議のてんまつを記載して相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

室戸市議会議長

〃 議員

〃 議員